

公安部

一．取締まりと刑事訴追の強化と関係行政機関との連携

要望 1

公安当局として、自ら職権を以ってまたは取締行政機関（特に工商行政管理局、著作権局、税関など）と緊密に連携して模倣品取締案件を迅速かつ積極的に捜査し立件処理することを望みます。

〔理由〕

現在、中国において日系企業が関係する知的財産権の侵害事件の処理の大半は知的財産権の担当官庁に依存しています。しかし、かかる取締行政機関の努力にもかかわらず、違反事例はいっこうに減少しません。手口も巧妙化し、悪質なものが多く見られます。例えば、次のような事例が報告されています。

模倣品の製造や販売を分業化するケース。具体的には、各部品を別々の地域で製造し、販売地で組み立てて販売するケースやノーブランド品を製造した後に模倣ラベルを添付するケースがあります。

週末や休日、夜間に模倣品を製造し、完成後直ちに出荷してしまうため、製造者が在庫を持たないケース。レイドを行っても、模倣品の現物を発見できず、空振りとなってしまう。

類似の商標や意匠を冒認出願し、登録番号を取得することによって、意図的に侵害を回避するケース。

模倣の程度が高度化し、真正品との見分けがつきにくいケース。

真正品と模倣品の両方を販売し、馴染み客以外には、真正品のみを販売するケース。第三国に類似の会社名のペーパーカンパニーを設立し、そこから中国に類似商標を出願・登録し、その会社から形式的に商標ライセンス契約を受けて、現地で販売するケース。

特に再犯が多く見られ、取締行政機関による度重なるレイドが行われても、根絶されないのが現実です。再犯の手口としては、次のような事例が報告されています。

同じ会社が、全く同じモデルの模倣品の製造・販売を継続または再開したケース。

同じ会社が、摘発されたモデルとは別のモデルやその後継モデルの模倣品を製造し、販売したケース。

同じ会社が、会社名を変更して、模倣品の製造・販売を継続したケース。

別会社を設立して、模倣品の製造・販売を継続したケース。

特に商標法違反事件や著作権法違反事件は、違法組織の資金源になることが考えられますので、工商行政管理局、著作権局、税関などと緊密に連携されることが絶対必要です。

このような手口の悪質巧妙化や再犯の多発という現状から、公安当局には、一層大きな犯罪抑制効果の期待される刑事訴追の強化を望みます。特に、取締行政機関との連携を強化し、取締行政機関では困難な黒幕や経営者、関連業者の尋問や取り調べなどに強制力を行使し、徹底した取締まりと捜査および刑事訴追を望みます。

二．被害者が相談しやすい環境整備

要望 2

- (1)被害者が適切に情報提供や告発できるように、公安当局内に専用の窓口をつくって手続を簡明にし、アクセスしやすいようにしていただきたい。
- (2)更に刑事手続に協力する者の安全の保障に配慮していただきたい。

〔理由〕

現在、中国において日本企業、日系企業が関係する知的財産権の侵害事件については、その大半が知的財産権の担当官庁が行っており、公安当局が処理している案件は、まだ著しく少ないのが実態です。これは、公安当局の手続きが外国企業、外資系企業に知られていないため、どのような事件について動いてくれるのか、どのようにすれば効果的な摘発ができるのか不明だということが、原因の一つだと思われます。そこで、どの程度の規模や悪性があれば、公安当局が取り扱ってくれるのか、簡明な依頼手続が公表されると外国企業、外資系企業にとっても、より相談しやすくなります。

また当然のことながら刑事手続きを行うにつき、告発者や証人の安全が保障されないようでは全く実効性が失われてしまいます。実際、取締りの対象となった侵害者の報復により身の危険を感じた事例が多く報告されていて、中には現実に報復された例もあります。そこで、レイドに立ち会う場合やその他の場合に、権利者の安全確保の観点からも公安当局の一層の配慮を望みます。また、これらの者のみならず、調査者、協力者、代理人など広く関係者の安全を確保いただくようお願いいたします。